



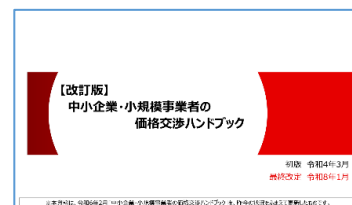
物価高への対応 ～適正な価格転嫁のために

日本はすっかりインフレ傾向ですね。帝国データバンクの「食品主要 195 社価格改定動向調査」によると、9 月の値上げは 4,923 品目、平均値上率は月平均 11% にのぼる見通しです。この物価上昇等を背景に、日銀は年内にもう一度政策金利を引き上げるとの予想が強まっています。

見方を変えれば、物価が動く時代になったので、デフレ下に比べて適正な価格転嫁がしやすい局面に入ってきたとも言えます。実際ここ 2～3 年は、価格交渉をしたり、また受けたりされていると思います。

価格交渉について国（中小企業庁）は、2021 年以降毎年 9 月と 3 月を「価格交渉促進月間」と設定し、価格交渉・価格転嫁等を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。また同庁が公開している「価格交渉ハンドブック」では、具体的な交渉マニュアル（準備編・交渉編）を記載していますので、ご参照いただき、自社が取組めるところを是非見つけていただければと思います。

中小企業庁：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>



もう一つ有用なサイトのご紹介です。価格交渉では「これだけ値上がりした」という事実をデータで示すことが必須でしょう。この点、埼玉県が作成公表している「価格交渉支援ツール」だと、関係する品目を選んでエクセル上で右図のように表示できるので、説得力を増す書類として活用できそうです。埼玉県：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoushoutool.html>



当然ながら会社自身で「できるだけのことはやった」という努力がさらに説得力を増すと思われます。この機会に適切な価格転嫁を進めていきましょう。

9 月以降の重要事項

- (1) 生活道路の法定速度 9 月 1 日から 中央線などがない一定の生活道路では、法定速度が時速 60km から 30km に引き下げられます。全国の一般道路の約 7 割が該当するとのこと。十分ご注意ください。
- (2) 業務改善助成金（厚生労働省） 9 月 1 日受付開始 賃上げと設備投資等を予定している事業者は、対象となるかご確認ください。山形県は最低賃金が 10 月 30 日発効のため、申請期限（発効日前日と 11 月末のいずれか早い方）が実質 9/1～10/29 と短くなります。お早めのご相談をおすすめします。（「厚生労働省 業務改善助成金」で検索）
- (3) パート・有期雇用労働者への対応 同一労働同一賃金や労働条件の明示等、10 月以降の変更に備えて雇用契約書等をご確認ください。
- (4) 最低賃金の引上げ 山形県では 10 月 30 日から 1,092 円（+60 円）に引き上げられる予定で、過去 2 番目の引き上げ幅です。近隣県との格差是正や人口流出防止が理由とされています。効力発生日が、今年の 12 月 23 日より約 2 ヶ月早いのでご注意ください。（植村）

